

広業第368号
平成30年10月31日

一般社団法人広島県医師会 御中

広島県後期高齢者医療広域連合事務局長
〒730-8626
広島市中区東白島町19-49 国保会館5階
業務課

平成30年7月豪雨により被災した後期高齢者医療被保険者の一部負担金の取扱いについて（依頼）

平素から、後期高齢者医療制度及び当広域連合の運営につきまして、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療被保険者の一部負担金について、広島県広域連合における対応を以下のとおりとしますので、関係医療機関等への情報提供をお願いいたします。

なお、周知用チラシ等を作製しましたので、掲示及び窓口等への配置等の対応をお願いいたします。

1 平成31年1月1日以降の一部負担金の取扱い

医療機関等の窓口において、「一部負担金免除証明書」を提示した場合に免除とする。

2 対象者

平成30年7月豪雨による災害に係る災害救助法の適用（平成30年7月9日付け広島県告示第560号）を受ける市町の被保険者のうち、次の各号のいずれかの要件に該当する者に対し、一部負担金を徴収猶予及び免除することができる。

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である者
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

3 免除期間

申請を受け付けた日から 5か月を経過した月の末日まで

4 免除対象者の確認について

- (1) 「後期高齢者医療一部負担金（免除）証明書」を窓口で提示された場合
証明書に基づき、一部負担金は免除
- (2) 「後期高齢者医療一部負担金（免除）証明書」を窓口で提示されない場合
一部負担金を徴収

5 平成30年7月5日から平成30年12月31日の間の一部負担金の還付

平成30年7月5日から平成30年12月31日の間に、医療機関等を受診し、一部負担金免除の対象者でありながら、医療機関等の窓口で支払われた方のうち、申請手続きされた場合、広域連合において還付します。

※ 今後、国からの通知があった場合は、取扱いが変更となる場合があります。国からの取扱いに関する通知にご注意いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

広島県後期高齢者医療広域連合 業務課

広島市中区東白島町19番49号

免除に関する事 事業管理係 082-502-3010

還付に関する事 医療給付係 082-502-3030

保険医療機関・保険薬局様

広島県後期高齢者医療広域連合

一部負担金減免証明書が提示された場合の取扱いについて

受診の際、後期高齢者医療被保険者の方から後期高齢者医療一部負担金減免証明書が提示された場合には、保険医療機関等の窓口において減額後的一部負担金のみを徴収した上で、減額・免除・徴収猶予が認められた額については、レセプトの記載要領に従い、国保連合会に請求してください。

【診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領】より抜粋

診療報酬明細書の記載要領（様式第2）…医科

「療養の給付欄」について

後期高齢者医療に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

………途中略………

後期高齢者医療の場合で、高齢者医療確保法第69条第1項の規程に基づき広域連合長から一部負担金の減額を受けた者の場合は、「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」の単位で減額される場合には、減額後的一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲むこと。また、負担額が免除される場合には「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲むこと。

診療報酬明細書の記載要領（様式第3）…歯科

「一部負担金額」欄について

………途中略………

後期高齢者医療の場合で、高齢者医療確保法第69条第1項の規程に基づき広域連合長から一部負担金の減額を受けた者の場合は、「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」単位で減額される場合は、減額後的一部負担金の金額を記載して「円」を○で囲むこと。また、負担額が免除される場合には「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲むこと。

調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）…調剤

「請求」欄及び「一部負担金額」欄について

………途中略………

「一部負担金額」欄については、以下によること

後期高齢者医療の場合で、高齢者医療確保法第69条第1項の規程に基づき広域連合長から一部負担金の減額を受けた者の場合は、「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」単位で減額される場合には、減額後的一部負担金の金額を記載して「円」を○で囲むこと。また、負担額が免除される場合には「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲むこと。

(問い合わせ先)

広島県後期高齢者医療広域連合事務局
業務課 事業管理係 〒 082-502-3010

図2 1. この用紙は、日本工業規格A4判をとること。
2. 本印の横は、記入しないこと。

平成 30 年 7 月豪雨に伴う

広島県後期高齢者医療保険の一部負担金の取扱いについて

広島県後期高齢者医療広域連合

1. 免除を受けるには申請が必要となります

平成 31 年 1 月 1 日以降は医療機関等へ証明書の提示が必要となります。

災害救助法適用市町で被災された方が、平成 31 年 1 月 1 日以降に医療機関受診の際に窓口での一部負担金の免除を希望される場合は、広島県後期高齢者医療広域連合が発行する「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」の提示が必要となりますので、お住まいの市区町の後期高齢者医療担当課で申請してください。

申請には、被保険者証と印鑑のほか、次の①から⑤のいずれかに該当する旨を証明する書類（罹災証明書等）が必要となります。（既に保険料減免等の申請をされた方はその旨申請の際にお知らせください。）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」は、申請書類を審査のうえ後日郵送となります。

※入院・入所時の食費・居住費などはお支払いただく必要があります。

平成 31 年 1 月 1 日以前でも申請を受付けます。

●免除期間

- (1) 平成 31 年 1 月 1 日以前に受付けた申請は、
平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まで
- (2) 平成 31 年 1 月 2 日以降に受付けた申請は、
申請を受け付けた日から 5 ヶ月を経過した月の末日まで

●受付期間 平成 31 年 7 月 4 日まで

【災害救助法適用市町】 (平成 30 年 8 月 1 日時点)

広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市
安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町 三次市 庄原市

平成 30 年 12 月 31 日までは、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことで、一部負担金の支払が免除となる場合があります。後日、広島県後期高齢者医療広域連合やお住まいの市区町から、確認が行われることがあります。

2. 医療機関等に一部負担金を支払った場合

1の①から⑤のいずれかに該当される方が、平成30年7月5日から平成30年12月31日までに診療を受け、一部負担金を医療機関等に支払われた場合は、申請により還付しますので、お住まいの市区町の後期高齢者医療担当課へ申請してください。

申請には、支払った一部負担金の額が確認できる書類（領収書等）のほかに、1の①から⑤のいずれかに該当する旨を証明する書類（罹災証明書等）が必要となります。

審査のうえ還付することを決定しましたら、通知し、ご指定の口座へ入金となります。

●還付申請に必要なもの

- ・1の①から⑤のいずれかに該当する旨を証明する書類（罹災証明書、死亡診断書等）
- ・被保険者証
- ・印鑑（朱肉をつかうもの）
- ・医療機関等で支払った一部負担金の額が確認できる書類（領収書等）
- ・振込先口座を確認できる書類（通帳等）

●還付申請期限

一部負担金を支払った日の翌日から2年

※免除対象の方であっても、平成31年1月1日以降の診療分で医療機関等へ支払われた一部負担金については、還付できません。

3. 災害救助法適用市町以外にお住まいの方

当広域連合が発行する「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」を医療機関等の窓口への提示が必要となりますので、お住まいの市区町の後期高齢者医療担当課で申請してください。

対象となる方の要件は、1の①から⑤とは異なります。お住まいの市区町の後期高齢者医療担当課へお問い合わせください。

審査のうえ免除の対象と決定しましたら、申請を受け付けた日から5ヶ月を経過した月の末日までの「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」を発行します。

«今後、国からの通知により取扱いが変更となる場合がありますので、ご了承ください。»

広島県後期高齢者医療広域連合

申請についてのお問合せは、お住まいの市区町の後期高齢者医療担当窓口へお願いします。

広島市中区東白島町19番49号

免除に関すること

082-502-3010

還付に関すること

082-502-3030

平成30年7月豪雨に伴う 広島県後期高齢者医療保険の一部負担金の取扱いについて

広島県後期高齢者医療広域連合

1. 免除を受けるには申請が必要となります

平成31年1月1日以降は医療機関等へ証明書の提示が必要となります。

災害救助法適用市町で被災された方が、平成31年1月1日以降に医療機関受診の際に窓口での一部負担金の免除を希望される場合は、広島県後期高齢者医療広域連合が発行する「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」の提示が必要となりますので、お住まいの市区町の後期高齢者医療担当課で申請してください。 平成31年1月1日以前でも申請を受けます。

申請には、被保険者証と印鑑のほか、次の①から⑤のいずれかに該当する旨を証明する書類（罹災証明書等）が必要となります。（既に保険料減免等の申請をされた方はその旨申請の際にお知らせください。）

- | | |
|--------------------------------|----------------------------|
| ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準する被災をした | ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った |
| ③ 主たる生計維持者の行方が不明である | ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した |
| ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない | |

「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」は、申請書類を審査のうえ後日郵送となります。

※入院・入所時の食費・居住費などはお支払いただく必要があります。

●免除期間

- ①平成31年1月1日以前に受けた申請は、平成31年1月1日から平成31年6月30日まで
②平成31年1月2日以降に受けた申請は、申請を受け付けた日から5ヶ月を経過した月の末日まで

●受付期間 平成31年7月4日まで

【災害救助法適用市町】（平成30年8月1日時点）

広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市
安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町 三次市 庄原市

平成30年12月31日までは、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことで、一部負担金の支払が免除となる場合があります。後日、広島県後期高齢者医療広域連合やお住まいの市区町から、確認が行われることがあります。

2. 医療機関等に一部負担金を支払った場合

1の①から⑤のいずれかに該当される方が、平成30年7月5日から平成30年12月31日までに診療を受け、一部負担金を医療機関等に支払われた場合は、申請により還付しますので、お住まいの市区町の後期高齢者医療担当課へ申請してください。

申請には、支払った一部負担金の額が確認できる書類（領収書等）のほかに、上記1の①から⑤のいずれかに該当する旨を証明する書類（罹災証明書等）が必要となります。

審査のうえ還付することを決定しましたら、通知し、ご指定の口座へ入金となります。

●還付申請に必要なもの

- | | | |
|---|---------------------|---------------|
| ・1の①から⑤のいずれかに該当する旨を証明する書類（罹災証明書、死亡診断書等） | ・被保険者証 | ・印鑑（朱肉をつかうもの） |
| ・医療機関等で支払った一部負担金の額が確認できる書類（領収書等） | ・振込先口座を確認できる書類（通帳等） | |

●還付申請期限

一部負担金を支払った日の翌日から2年

※免除対象の方であっても、平成31年1月1日以降の診療分で医療機関等へ支払われた一部負担金については、還付できません。

3. 災害救助法適用市町以外にお住まいの方

当広域連合が発行する「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」を医療機関等の窓口への提示が必要となりますので、お住まいの市区町の後期高齢者医療担当課へ申請してください。

対象となる方の要件は、上記1の①から⑤とは異なります。お住まいの市区町の後期高齢者医療担当課へお問い合わせください。

審査のうえ免除の対象と決定しましたら、申請を受け付けた日から5ヶ月を経過した月の末日までの「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」を発行します。

« 今後、国からの通知により取扱いが変更となる場合がありますので、ご了承ください。»

申請についてのお問合せは、お住まいの市区町の後期高齢者医療担当窓口へお願いします。

広島県後期高齢者医療広域連合

広島市中区東白島町19番49号

免除に関する事 082-502-3010

還付に関する事 082-502-3030